

入札制度の改正について

入札に参加される事業者の皆様の事務的な負担を軽減し、併せて事務の効率化を図るため、次のとおり入札制度における事務の取扱いの一部を変更することとしましたのでお知らせします。

1 入札参加時に作成する書類（一部の書類を除く。）への押印廃止及び様式の見直しについて

次の（１）から（４）の書類について、作成書面への押印を廃止（不要）としました。

また、いままで工事と工事以外の入札で個別の様式を用いていた入札参加申請書を統一する等、様式類の見直しを行い、簡略化を図りました。（４月１日以降の入札に参加される場合、お手数ですがすべての様式について新しい様式を再度ダウンロードのうえ申請書等の作成をお願いします。）

（１）入札参加申請書（様式第３号）

（２）入札辞退届（様式第４号）

（３）質問書（様式第１号）

（４）事後審査関係書類（同種工事（業務）の施工実績調書（様式第６号の１及び２）、配置予定技術者調書（様式第７号の１及び２）

※その他、入札書等の様式についても見直しを行っておりますのでご注意願います。